

平成 21 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ー カ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 菊 子 健 二
(コード番号：7648 名証 2 部)

問 合 せ 先

取 締 役 常 務 執 行 役 員
管 理 統 括 部 長 神 谷 亨

TEL 052-671-2915

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 12 日開催の取締役会において、平成 21 年 12 月 16 日開催予定の第 60 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条の事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券電子化が実施されたことに伴い、現行定款のうち、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
 - ① 本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第 1 条及び第 2 条)。
 - ② 株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、現行定款第 11 条において所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 12 月 16 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 12 月 16 日 (水曜日)

以上

(別紙) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の商品に関する販売業及び輸出入業</p> <p>(1) 農畜産物・水産物</p> <p>(2) 食料品・飲料品</p> <p>(3) 日用雑貨品</p> <p>(4) 酒類・米・たばこ・塩</p> <p>(5) 医薬品</p> <p>(6) 食品加工用機械器具</p> <p>(7) 陳列用具及び包装用品</p> <p>2 農海産乾物の加工及び惣菜等調理食品の製造</p> <p>3 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>4 情報処理及び提供サービス業</p> <p>5 共同配送受託業務</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6 不動産賃貸業</u></p> <p><u>7 コンビニエンスストアの経営</u></p> <p><u>8 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1, 0 0 0株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>10</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の商品に関する販売業及び輸出入業</p> <p>(1) 農畜産物・水産物</p> <p>(2) 食料品・飲料品</p> <p>(3) 日用雑貨品</p> <p>(4) 酒類・米・たばこ・塩</p> <p>(5) 医薬品</p> <p>(6) 食品加工用機械器具</p> <p>(7) 陳列用具及び包装用品</p> <p>2 農海産乾物の加工及び惣菜等調理食品の製造</p> <p>3 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>4 情報処理及び提供サービス業</p> <p>5 共同配送受託業務</p> <p><u>6 倉庫業</u></p> <p><u>7 貨物利用運送事業</u></p> <p><u>8 不動産賃貸業</u></p> <p><u>9 コンビニエンスストアの経営</u></p> <p><u>10 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、1, 0 0 0株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条</u> 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第38条 (条数繰上げ)</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>
---	---